

意見書・再意見書

H30年 7月15日

吹田市長殿

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯もしくは遊歩道としてほしい</p> <p>(2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること</p>		
※受付年月日	30年5月15日	※受付番号	第 号 30-L-03
※備考			※受付印 30.7.17 30-L-03

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 再見解書

先般の見解書時にも述べさせていただきましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせていただきます。

No.5 1

再見解書

（1）

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

（2）

関係法令を遵守致します。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。

~~意見書~~ **再意見書**

H30年 7月/5日

吹田市長殿

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 ~~第1項~~ **第3項**の規定により、次のとおり ~~説明報告書に対する意見書~~ **見解書に対する再意見書**を提出します。

開発事業の名称	大阪府宮佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅10mの緑地帯を個人所有ではなく、戸建住宅76軒全体(あるいは隣接不動産)が所有する緑地帯もしくは遊歩道としてほしい</p> <p>(2) 上記民活プロジェクトは法令を順守してほしい。</p>		
※受付年月日	30年. 7月 5日	※受付番号	第 30-L-03 号
※備考			※受付印 30.7.17 30-L-03

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 再見解書

先般の見解書時にも述べさせていただきましたが、「吹田市開発事業の手續等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせていただきます。

No.5 2

再見解書

（1）

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

（2）

関係法令を遵守致します。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。

意見書・**再意見書**

H30年 7月 15 日

吹田市長殿

住 居

氏 名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 **第1項** **第3項** の規定により、次のとお
~~り説明報告書に対する意見書~~
見解書に対する再意見書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意 見 の 内 容	<p>(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有 ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯 もしくは遊歩道としてほしい</p> <p>(2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること</p>		
※受付年月日	30年5月15日	※受付番号	第 号 30-L-03
※備 考			※受付印 30.7.17 30-L-03

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 再見解書

先般の見解書時にも述べさせていただきましたが、「吹田市開発事業の手續等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせていただきます。

No.53

再見解書

（1）

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

（2）

関係法令を遵守致します。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 7月 15日

吹田市長殿

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとお
~~説明報告書に対する意見書~~
見解書に対する再意見書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意 見 の 内 容	<p>(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯もしくは遊歩道としてほしい</p> <p>(2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること</p>		
※受付年月日	30年5月5日	※受付番号	第 号 30-L-03
※備 考			※受付印 30.7.17 30-L-03

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
3 ※印のある欄は、記入しないでください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 再見解書

先般の見解書時にも述べさせていただきましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせていただきます。

No.5 4

再見解書

（1）

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

（2）

関係法令を遵守致します。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 7月 / 5日

吹田市長殿

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとお
~~り説明報告書に対する意見書~~
見解書に対する再意見書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意 見 の 内 容	<p>(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有 ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯 もしくは遊歩道としてほしい</p> <p>(2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること</p>		
※受付年月日	30年 5月15日	※受付番号	第 号 30-L-03
※備 考			※受付印 30.7.17 30-L-03

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 再見解書

先般の見解書時にも述べさせていただきましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせていただきます。

No.55

再見解書

（1）

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

（2）

関係法令を遵守致します。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 7月 15日

吹田市長殿

住 所
氏 名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとお
説明報告書に対する意見書
見解書に対する再意見書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意 見 の 内 容	<p>(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有 ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯 もしくは遊歩道としてほしい</p> <p>(2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること</p>		
※受付年月日	30年5月5日	※受付番号	第 号 30-L-03
※備 考			※受付印 30.7.17 30-L-03

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 再見解書

先般の見解書時にも述べさせていただきましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせていただきます。

No.56

再見解書

（1）

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

（2）

関係法令を遵守致します。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。